

# 青森県報

第二千三百二十七号

平成十六年  
五月十七日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) …… 一

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) …… 二

右 同……………( ) …… 二  
右 同……………( ) …… 三

土地改良区の解散……………(農村整備課) …… 三

### 出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(農林水産部) …… 三

土地改良区の役員の就任及び退任……………(農林水産部) …… 三

右 同……………( ) …… 四  
土地改良事業の工事の完了……………( ) …… 四

### 教育委員会

平成十六年度教科書展示会の時期及び場所……………(義務教育課) …… 六

## 規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四十五号

#### 社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十七年三月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの(3)中「経費」の下に「並びに当該知識及び技能を習得している期間中の生計を維持するために必要な経費」を加え、同号ロの(3)中「経費」の下に「並びに当該知識及び技能を習得している期間中の生計を維持するために必要な経費」を加え、同号ハを削り、ニを八とし、ホをニとし、ヘをホとし、同号トの(1)中「原則として一年」を「一年(特に必要と認められるときは、一年六月)」に改め、「経費」の下に「並びに当該療養の期間中の生計を維持するために必要な経費」を加え、同トの(2)中「(当該必要な)」を「並びに当該介護サービスの受給期間中の生計を維持するために必要な経費(これらの)」に、「原則として一年」を「一年(特に必要と認められるときは、一年六月)」に改め、同トを同号ヘとし、同ヘの次に次のように加える。

ト 緊急小口資金(低所得世帯に対し、次に掲げる理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に貸し付ける少額の資金)

- (1) 医療又は介護に要する費用の支払等のための臨時の生活費が必要であること。
- (2) 現金等を盗まれ、又は紛失したことにより生活費が必要となつたこと。
- (3) 年金、保険金等の支給が開始されるまでの間の生活費が必要であること。
- (4) 火災等の災害を受けたことにより生活費が必要となつたこと。

第二条第一号に次のように加える。

リ 離職者支援資金(生計を主として維持する者の失業により生計の維持が困難となつた世帯に対し、その者の再就職までの間の生計を維持するために必要な経費として貸し付ける資金)

又 長期生活支援資金(一定の居住用の不動産を有し、将来にわたり当該不動産

に居住することを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として、生計を維持するために必要な経費として貸し付ける資金)

第一条第二号中「百八条第一項各号」を「百十条第一項各号」に改める。

第二号様式のその一中

油出資金	
中出資金	

を

障害者更生資金				

に、

災害援護資金				

を

緊急小口資金				
災害援護資金				
障害者生活支援資金				
長期生活支援資金				

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アルカ

三 代表者の氏名

鳴海 郁子

四 主たる事務所の所在地

青森市本町五丁目七の二一 青森本町VILLA二階

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び周辺町村の精神障害者に対して、社会復帰に関する地域生活援助事業を行い、精神障害者の早期社会復帰に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県新エネルギー創生研究会

三 代表者の氏名

泉 一郎

四 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字平岡一〇九の二八七

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の豊富な自然エネルギーを利用した各種パイロット事業、環境保全活動及び青森県下の大学等との協力による環境教育や啓蒙活動等を行うことにより、自然エネルギーによる大間町を始めとした県内各地の活性化に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北通りNPO

三 代表者の氏名

木村 信雄

四 主たる事務所の所在地

下北郡大間町大字奥戸字向町三三

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び身体障害者並びに子供たちに対して、わけ隔てなく生活の援助、自然とのふれあいの場を提供し、豊かな人間形成に役立て、すべての年代が交流を持ちながら、自然との調和を図り、住みよい街づくりに関する事業を行い、もって地域福祉の向上と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土手内土地改良区は、平成十六年五月十日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青女子堰土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年五月十七日

中南方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	大瀬 忠治	旧住所 弘前市 大字船水 字勝浦一〇の三 新住所 弘前市 大字八代町 六の四	平成二五・二・三
"	小山内 正美	旧住所 弘前市 大字町田 字山吹三二の四 新住所 弘前市 大字藤内 町一の二	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年五月十七日





教 育 委 員 会

“	“
四六 一〇八	四六 一〇七
“	“
一六・三四	“

8	7	6		5		4	3	2	1		番号
野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同 深 浦 分 館	西教科書センター	同 小 泊 分 館	北五教科書センター	南黒教科書センター	弘前市総合学習センター 非教科書センター： 予備展示のみ開催	中弘教科書センター	同 今 別 分 館	東青教科書センター	教科書センター名称 (弘前市総合学習センターを除く。)
小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校 高等学校	小学校	小学校	小学校 高等学校	小学校	高等学校	展示教科書
野上北郡野辺地町立野辺地小学校	十和田市東三番町三六の一 十和田市立三本木小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六 深浦町立深浦小学校	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富二七 鰺ヶ沢町立舞戸小学校	北津軽郡小泊村字砂山一〇七六の一 小泊村立小泊小学校	五所川原市大字新宮字岡田一六一 五所川原市立五所川原小学校	黒石市立中郷小学校	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター	弘前市大字宮園一丁目五の一 弘前市立時敏小学校	今別町立今別中学校 東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二	青森市栄町一丁目一〇の二〇 青森市教育研修センター	所在地及び使用する施設の名称
中原慶明	鈴木俊雄	西崎正二	青山孝雄	石岡勇一	野呂瑞雄	岩崎光秀	工藤浩一	小山順造	新田良雄	月永良彦	管理責任者氏名
					六月七日から同月十七日まで (土曜日及び日曜日を除く。)		六月七日から同月十一日まで 午前九時から午後四時まで			六月三日から同月十七日まで (土曜日及び日曜日を除く。)	予備展示期間及び時間
					下北教科書センターは、六月二十九日正 午から午後四時三十分まで 六月三十日を除く。		下北教科書センターは、六月二十九日正 午から午後四時三十分まで 六月三十日を除く。	ただし、 六月十八日及び十九日 (土曜日及び日曜日を除く。)		六月十八日及び十九日 (土曜日及び日曜日を除く。)	法定展示期間及び時間 (弘前市総合学習センターを除く。)

青森県教育委員会告示第四号

平成十六年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定めたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号) 第十一条の規定により告示する。

平成十六年五月十七日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

11		10	9	
同 五 戸 分 館	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	同 大 間 分 館	下 北 教 科 書 セ ン タ ー
小 学 校	中 小 学 校	小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校 高 等 学 校
三 戸 郡 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 関 根 二 五 の 一	八 戸 市 總 合 教 育 セ ン タ ー	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 狼 丁 三 七 の 二	む つ 市 立 大 湊 中 学 校
北 村 義 文	丹 新 也	阿 部 憲 行	川 端 亜 喜 男	布 施 勝 大
六 月 一 日 か ら 同 月 十 四 日 ま で (六 月 八 日 か ら 同 月 十 日 ま で 並 び に 土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。)	六 月 一 日 か ら 同 月 十 四 日 ま で (木 曜 日、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。)	五 月 三 十 一 日 か ら 六 月 七 日 ま で (土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。)	六 月 七 日 か ら 同 月 十 七 日 ま で (土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。)	六 月 七 日 か ら 同 月 十 七 日 ま で (六 月 十 一 日、 同 月 十 五 日、 土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く。)
午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭